

木製学習用機材貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県産材を使用した木製学習用機材（以下、「貸出物品」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 貸出物品の貸出は、以下の団体等を対象とする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 福井県内のこども園や保育園、幼稚園などの幼児教育機関および社会福祉施設等
- (3) その他、福井県農林水産部県産材活用課長または福井県こども家族館長（以下、「貸出物品管理者」という。）が認める団体

(使用の承諾)

第3条 貸出を希望する者（以下、「借用希望者」という。）は、借用申請書（様式1号）を希望する貸出物品を管理する施設（以下、「管理施設」という。）に提出し、管理施設より承諾を得るものとする。

- 2 借用申請書は、原則、貸出を希望する2週間前までに提出するものとする。
- 3 貸出物品管理者は、借用希望者の申請内容について適当と認めたときは、様式2号により貸出を承諾する。

なお、同一期間内に複数の借用希望がある場合は先着順とする。

(貸出期間)

第4条 貸出の期間は、原則、貸出日および返却日を含めて10日以内とし、返却日が土日祝日に当たる場合は、翌開庁日までの返却とする。

- 2 10日を超える長期の貸出を希望する場合には、その理由を様式1号の備考欄に付して申請し承諾を受けるものとする。ただし、10日を超える期間内に他の借用希望者があった場合には、返却を求めることがある。
- 3 申請した貸出期間を延長したい場合には、事前に貸出物品管理者の承諾を得るものとする。

(貸出および返却)

第5条 貸出を受ける者(以下、「借受人」という。)は管理施設から貸出物品を受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。

2 貸出に伴う搬入および搬出は、原則、借受人が行うものとする。また、貸出物品の受け取りや返却に要する費用は、借受人において負担するものとする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出物品を善良な管理者の注意をもって管理し、その使用に努めること。
- (2) 貸出物品を第三者に転貸しないこと。
- (3) 貸出物品を貸付の目的以外の目的のために使用しないこと。

(原状回復)

第8条 借用期間中に貸出物品を紛失もしくは滅失し、もしくは汚損した場合は、ただちに貸出物品管理者へ報告し、事由の如何にかかわらず、借受人の責任と負担により、次に掲げる処置をとらなければならない。

- (1) 貸出物品を紛失し、または滅失したときは、貸出物品管理者に報告し、福井県農林水産部県産材活用課の指示に従うこと。
- (2) 貸出物品を汚損したときは、貸出物品管理者の指定する業者による修理等の補修を行い、貸出物品を原状に回復した上で返却すること。

2 通常の使用により生じる軽微な汚損については、第1項によらないものとする。

(事故の発生責任)

第9条 物品等の使用により生じた事故等については、借受人の責任において処理するものとする。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月14日から施行する。